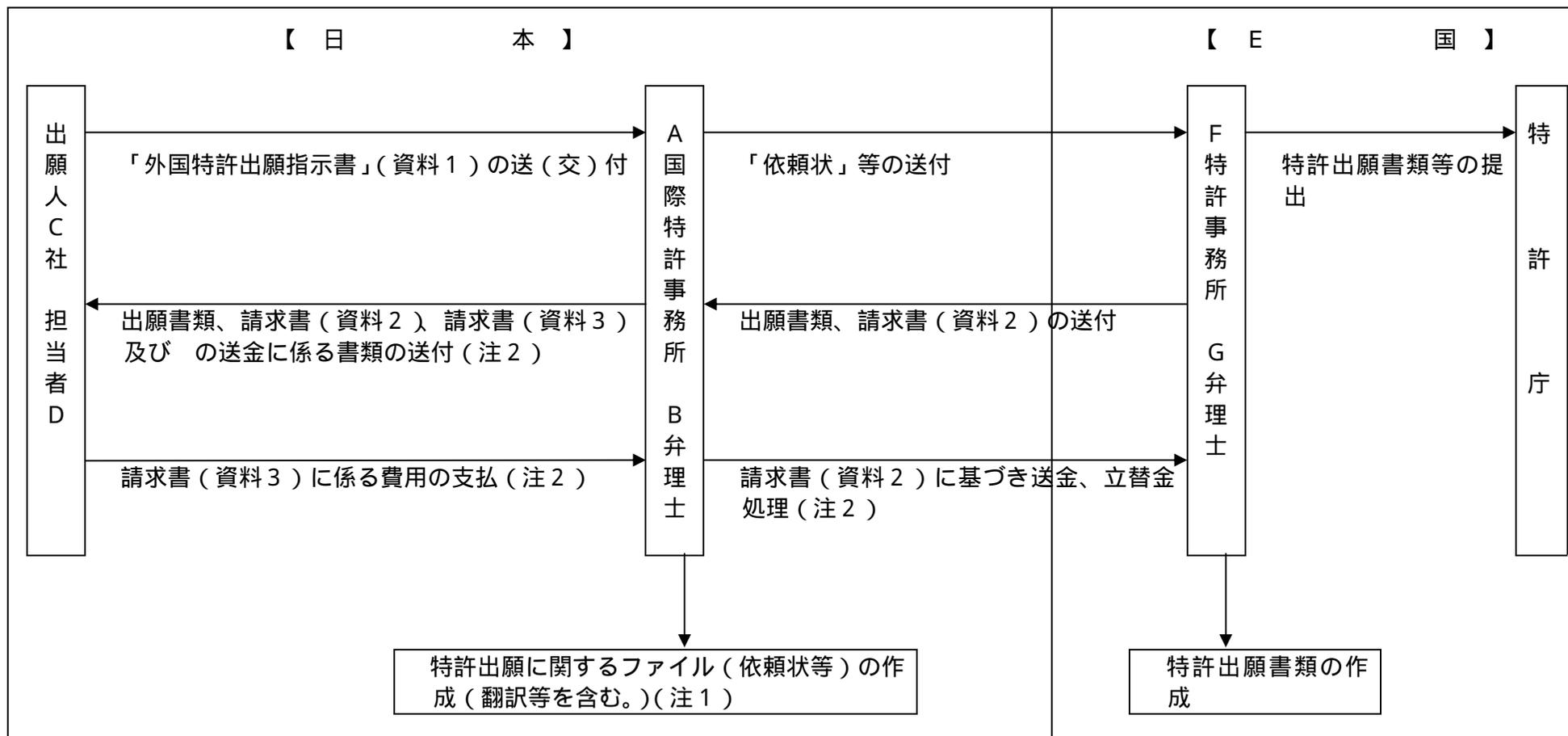


(資料4)

外国特許出願手続の具体的事例



(注) 1 において、出願人C社の一任を受け、A国際特許事務所又はB弁理士が外国弁理士を選任することもあります。

2 、 に係る費用が高額な場合には、A国際特許事務所(B弁理士)が立て替えず、事前に出願人C社に請求し、当該費用を「預り金」として入金し、F特許事務所(G弁理士)に送金した後、精算することもあります。